



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行: はぎの社会保険労務士法人
〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 6-73-4
TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

8
2026

重要

令和8年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 8 年 12 月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和 8 年度税制改正による改正規定が適用されます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 8 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（保険料控除申告書）

令和 8 年 分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
給与の支払者の法人番号
給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所
記録のしるはこ
二次元コード
令和 8 年 12 月 31 日現在
公開予定

保険会社等 保険等の種類 保険等の保険金等の区分 新・旧 給与の支払者の氏名
一般の生 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
生命保 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
険料 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
控 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
除 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

※赤枠は主な変更箇所

※赤枠は主な変更箇所



★令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

重要改正

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年 4 月 1 日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

(次ページへ続く)

………… 労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット ………



このリーフレットでは、
 ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度
 に取り組む意義が紹介されています。
 そのうえで、各種の関連サイトのQRコードなどが紹介さ
 れています。
 例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニ
 ュアル」を紹介している部分

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、
 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、
 現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
 （令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
 ※マニュアルの概要版（スタートガイド）もあります



厚労省HP
（ストレスチェック）

★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が
 必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制
 度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきます。

要チェック

電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁）

国税庁では、リーフレットを公表して、「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」と呼
 びかけています。そのリーフレットの一部を紹介します。

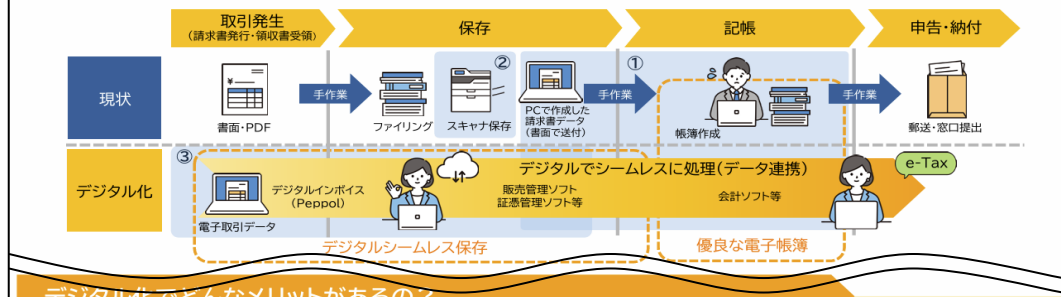
………… 電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁リーフレット） ………

電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制
 度を電子帳簿等保存制度といい、①電子帳簿等保存（希望者のみ）②スキャナ保存（希望者のみ）③電子取引データ保存（法人・個人
 事業者は対応が必要）の3つの制度に区分されています。

さらに、「優良な電子帳簿」や「デジタルシームレス保存」の要件を満たしている場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

「デジタルシームレス保存」とは、「請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組み」を指します。



★このリーフレットでは、電子帳簿等保存制度や税制上の優遇措置の内容が、事業者のメリットを交えつつ、わかりやすく
 紹介されています。必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

お仕事 カレンダー 8月

8/10

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとかぎ◆

人材の確保・定着が重要な経営課題となる中、従業員が安心して働ける環境づくりは欠かせません。ストレスチ
 ェック制度も、法令対応にとどまらず、職場環境の改善につなげることが本来の目的です。今月号が、今後の制
 度対応や職場づくりを考えるきっかけとなれば幸いです。 萩野